

神崎町空家等管理活用支援法人の指定申請の手引き

1 制度趣旨

令和5年度の法改正により、空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」という。）の制度が創設されました。この制度は、市町村の認定を受けた民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、当該市町村の空家等対策の補完的役割を担う仕組みです。

2 支援法人の役割

(1) 業務内容

神崎町では、法第24条各号に列挙されている支援法人が行う業務のうち、次に掲げる業務を実施することを支援法人に求めます。

① 法第24条第1号関係

ア 専門家等との連絡体制を構築した上で、空家等の所有者等からの相談をワンストップで対応するもの

イ 管理状態が不適切な空家等又は市場流通性が低い空家等について、所有者等からの依頼に応じて査定等を行い、流通促進を図るもの

② 法第24条第2号関係

定期的な空家等の状態の確認、空家等活用のための改修等必要な事業又は事務を行うもの

③ 法第24条第3号関係

空家等の所有者等の探索を行うもの

④ 法第24条第4号関係

空き家等のデータ分析に基づき、効果的な空家等施策に係る調査研究を行うもの

⑤ 法第24条第5号関係

空き家問題に関する情報発信やセミナー開催等による普及啓発を行うもの

(2) 市町村に対する請求

指定された支援法人は、業務遂行上必要があると認められる場合に限り、町に対して次に掲げる請求等を行うことができます。また、町は当該請求等に対して回答する義務を負います。

①空家等の所有者等に関する情報の提供の請求（法第26条）※1

- ②空家等対策計画の作成・変更の提案（法第27条）※2
- ③裁判所に対する財産管理人等の選任請求の要請（法第28条）※3
- ※1 指定を受けた支援法人の業務（以下「指定業務」という。）を遂行するために必要がある場合のみ
- ※2 指定業務を行うために必要があると認める場合のみ
- ※3 指定業務を行うために特に必要があると認める場合のみ

3 支援法人の要件

支援法人の指定を受けることができるのは、次に掲げる法人であり上記2(1)の業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものです。

【指定対象となる法人】

- ① 特定非営利活動法人
- ② 一般社団法人
- ③ 一般財団法人
- ④ 空家等の管理又は活用を図る活動を行うことを目的とする会社

4 申請にあたって必要となる書類（要綱第2条）

	書類の名称
<input type="checkbox"/>	空家等管理活用支援法人指定（更新）申請書（第1号様式）
<input type="checkbox"/>	定款
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書
<input type="checkbox"/>	役員の名、住所及び略歴を記載した書面
<input type="checkbox"/>	法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
<input type="checkbox"/>	前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
<input type="checkbox"/>	当該事業年度の事業計画及び収支予算書
<input type="checkbox"/>	これまでの空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面※4
<input type="checkbox"/>	法第24条各号に規定する業務に関する計画書※5
<input type="checkbox"/>	法第24条各号に規定する業務を行う体制を記載した書類※6
<input type="checkbox"/>	支援法人の業務に関し参考となる書類※7

※4 法人のウェブサイト、会報、パンフレット、議事録等でも可

- ※5 業務内容のほか、個人情報の保護その他業務を適正に遂行するために講じる措置等を記載したもの
- ※6 空家等の管理又は活用に関する資格の保有状況等、専門性を有することを示すものを含む
- ※7 申請する法人の形態が3④の場合については、法人の目的中に「空家等の管理又は活用を図る活動を行うこと」が記載されている公開資料等（登記事項証明書、株主総会資料等）を添付すること。ただし、定款に記載されている場合を除く。

5 審査内容

町は、支援法人の指定に当たり、以下の3つの観点から、業務を適正かつ確実に行えるかどうかを審査します。

(1) 法人の基本的な要件

- ① 特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は会社のいずれかの法人格を有すること
- ② 過去に指定を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者であること
- ③ 暴力団又はその統制下にある団体ではないこと
- ④ 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと
 - ア 未成年者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
 - エ 心身の故障により業務を適正に遂行することができない者
 - オ 暴力団員、暴力団員等又は暴力団密接関係者

(2) 法人の業務の適切さ

- ① 支援法人として行おうとする業務の内容が、2(1)の業務内容に適合するものであること
- ② 支援法人として行おうとする業務の方法が、2(1)の業務として適切なものであること
- ③ 支援法人として業務を行うに足る専門性を有していること
- ④ 必要な人員の配置、個人情報の保護その他業務を適切かつ確実に遂行す

るために必要な措置を講じていること

(3) 法人の経理的基礎

- ① 業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経理的基礎を有すること

6 事前相談

申請を予定している法人は、申請前に担当課（まちづくり課建設係）にご相談ください。要綱第3条第1項各号に規定する要件に該当するかの確認を行います。なお、事前相談時に申請書類を揃えていただく必要はありません。

関係法令等略称一覧

法・・・空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）

要綱・・・神崎町空家等管理活用支援法人の指定等に関する事務取扱要綱